

地域金融機関の行動分析

堀江, 康熙

<https://doi.org/10.15017/4494413>

出版情報：経済学研究. 64 (1/2), pp.15-37, 1997-09-30. 九州大学経済学会
バージョン：
権利関係：



地域金融機関の行動分析

堀 江 康 熙

(はじめに)

本稿は、金融機関のなかでも特に立地条件が経営に大きく影響しているとみられる、地域金融機関を分析対象としている。その際、従来一般的であった金融市場の同質的な側面を重視した定式化に替え、「地域性」を重視しつつ経営の効率性を中心に取り扱っているところに特徴がある。

金融機関の行動分析については、制度的な業態区分である都市銀行(都銀)、地方銀行協会加盟銀行(地銀)、第二地方銀行協会加盟銀行(地銀2)、信用金庫(信金)等といったグループに分けて行われることが多い。従来の分析では、日本全体としての資金運用・調達効率性といった視点が重視され、資金量が大きく全国展開を行い、且つ業績上も同質的な側面の強い都銀をはじめとする大手金融機関が主対象であった。そしてその手法も、規模拡大に伴うコストの節減、即ち規模の経済性の有無のチェックといった観点から、コブ=ダグラス型あるいはトランスログ型の生産(費用)関数の当てはめが主体であり、上位業態の都銀等について規模ないし範囲の経済性を検出する等、一定の成果を挙げってきた。この間、金融を含め経済活動の面で地域的な格差は存在したが、全体として高目の経済

成長率が維持されるなかではそうした問題がさほど深刻化しなかったこともあり、相対的に規模の小さい地域金融機関について立地条件ないし「地域性」を組み込んだ分析は稀で、総じて都銀と同様な手法で規模拡大を中心とする分析に留まっていた。このことは、これまで下位の業態に関する実証的な研究が少ないことにも表れている。

近年は、低成長が続くなかで経済構造自体も大きな変化を遂げており、且つ金融自由化が進展した環境下では、特に地域金融機関については地盤とする地域経済の変化の影響を受けて、同一の業態内であっても業績面の格差(ないしバラツキ)が拡大している。この大きな背景の1つには、不良債権問題が存在する。しかし、償却等により一応マクロ的にはこの問題に目途がつきつつあり、今後検討すべきは経済構造の変化・金融自由化の下に於ける各金融機関の生き残りの可能性である。即ち、一方で都銀等では行動範囲のグローバル化を進めると同時に、国内リーティル業の充実を目指して中小企業および個人向け融資にも注力する等、全体として金融機関同士の競争が強まっているだけに、比較的狭い地域を対象とする金融機関にとって、地域で果たすべき基本的な機能は何か、そして規模拡大を重視した活動が先行きも経営上有利に作用していくか、といった点の検討は極めて

重要である。

この場合、検討対象として取り挙げるべき活動として、「本来業務」である預金・貸出の量・金利のほか、多様なサービスの提供力（デリバティブ等を用いたリスクヘッジ商品あるいは海外情報等）も考えられる。しかし、地域金融機関の取引相手の殆どは中小企業および個人であり、最大の関心は預貸金に関する金利面での直接的なメリット、あるいは地域の経済活動に関連した情報提供等であり、高度且つ多様なサービスに関するニーズはそれ程強くないことも予想され、以下では「本来業務」を中心に取り挙げる。本稿では、地銀、地銀2および信金について、地域内での存在意義と同時に、「地域性」を取り挙げつつ、その効率性（経営規模と利益率との関係）を中心に分析しているところに特徴がある。

1. 地域金融市場と金融機関経営

（地域金融市場の存在）

地域金融機関は、一般に地理的に狭い範囲を営業対象としている金融機関を指す。我が国の場合には、国内全域（および海外を含む）にリーテイルないしホールセール業を展開している都銀や長期信用銀行あるいは信託銀行を除いた、地銀以下の業態に属する金融機関（地銀、地銀2、信金、信組等）がこれに相当する。本稿でも、こうした意味で使用している¹⁾。

従来の金融機関の行動分析については、制度的な業態区分を軸とし、都銀等の上位業態が主対象となってきた（例えば、鈴木(1966)、黒田・金子(1985)、粕谷(1986)、吉岡・中島(1987)、首藤(1987)、高橋(1988)、筒井(1994)）。もっとも、上位の銀行については行動範囲が全国的で且つ同質的な面が強いことも事実である一方、

地域金融機関の行動対象である相対的に狭域の金融市場は、必ずしも従来の新古典派理論が想定するような、中央の市場との裁定取引等が活発な、いわゆる完全競争市場ではない。地域の金融市場は不完全性が強く、それだけに地域としての特性があり、そうした限定的な市場のなかで地域金融機関は規模の経済性等を追求しているのである。

一般に、地域の金融市場では、特に貸出金利面で大企業を主取引者とする中央の市場とは異なった体系が存在する。それは具体的には、特定地域に所在する信金や地銀2等では相対的に貸出金利が高いといった現象にも表れている。例えば、平成7年度の貸出利回りは、都銀の2.87%に対し、地銀が3.22%、地銀2は3.78%、信金は4.18%である（これには長期・短期別貸出割合の相違も影響している）。一方、経費率（人件費・物件費等の経費を資金量対比でみた値）に関しては、上位業態ほど低いといった規模の経済性が存在する（同：都銀1.30%、地銀1.55%、地銀2 1.82%、信金1.80%）。信金や地銀2は、コスト面の劣性を相対的に高い貸出利回りでカバーするといった構造となっているのである。

1) 金融制度調査会金融制度第一委員会の「地域金融の在り方について」の中間報告（平成2年6月20日）では、地域金融を「地域（国内のある限られた圏域）の住民、地元企業及び地方公共団体等のニーズに対する金融サービス」と定義したうえで、地域金融機関を「一定の地域を主たる営業基盤として、主として地域の住民、地元企業及び地方公共団体等に対して金融サービスを提供する金融機関」ととらえている。そして、こうした金融機関として、地方銀行（第二地方銀行協会加盟行を含む）及び協同組織金融機関を挙げている。この点、原(1990)の主張は多様であるが、「地域の範囲は多様であって、小はコミュニティから、リージョンとよばれるものを経て、大はリージョンを超えたいわゆるスーパー・リージョン（super region）といわれるものまで」と考え、同様に定義している。また、杉村(1991)も、地域金融機関を、「地方銀行、信用金庫など」と定義している。

こうしたパターンが続いてきた大きな背景としては、①店舗設置をはじめとする競争制限的な措置のほか、②地域金融市場では情報の非対称性の大きい中小企業が殆どを占め、その場合の業種構成等も多様であること等から、競争度合いや資金の需給状況が地域毎に異なることが挙げられる。

(中小企業と審査・モニタリング)

このうち、①については、特に金融自由化が未だ進展しない状況の下で地域金融に関する「市場分断」の要因となり、それが業態間のいわゆる「棲み分け」が行われてきた1つの背景となっていることは否定出来ない。今後、規制緩和あるいは技術革新の進行と共に、上位業態との競争の強まりから、貸出金利がある程度平準化の傾向を辿り、下位業態がそれまで得ていたレント（経費効率が低い一方で、規制等により高い貸出金利が維持されるといった意味での超過利潤）が次第に解消し、収益確保のためにコスト面でリストラの徹底を迫られる公算は大きい。しかし、その場合にも各地域の金融市場は、中央の市場との裁定（ないし金利の平準化傾向）をある程度強めつつも、地域的な相違を残し、そうしたなかで地域金融機関は地域の特性を織り込んだ独自の経営を続けると予想される。その理由は、地域市場の顧客層に関わる問題の影響である（②の存在）。

地域金融市場で圧倒的多数を占める中小企業に関しては、情報の非対称性が大きい。一般に、中小企業は文字通り規模が小さく、体制を含めて情報開示が相対的に不完全である先が多いとみられ、倒産確率で示される信用リスクがそれだけ大きいと判断される。従って、それらの企業を貸出対象とする場合には、リスクプレミア

ム分を上乗せした貸出金利を設定するほか、情報の非対称性の緩和を図るべく預金の集金等を含め日常的な接触から情報を収集せざるを得ず、地域に密着した審査・モニタリング体制を構築する必要がある。審査・モニタリングは地域産業の構造を含めて地縁等と強く結びついており、また後述のように地域市場では貸出先数自体にも制約が大きい。それだけに、審査・モニタリングに関しては、小口の貸出件数の増加によってそのコストを節減するといった規模の経済性が作用し難い。その意味では、地域金融機関の経費率の高さは、いわば地域密着の対価を表すものでもある。

こうした点を考慮すれば、中小企業については一般的に信用リスクが大きく、審査・モニタリングコストの大きな節減は難しいことや、現実にも借入可能な金融機関も限られていること等から、相対的に貸出金利の高い状態が続く公算が大きい。他方、都銀等にとっては、貸出金利が高いとはいえ、手間暇をかけて地方所在のロットの小さい企業の審査を行い、貸出実行後のモニタリングをも続けることのメリットは大きくない。都銀の中小企業向け貸出の増加も、分類上は中小企業ではあるが、実際にはそのなかで比較的規模の大きな企業が対象である。因みに、平成8年度末の中小企業向け1先当たり平均貸出額は、地銀・地銀2が8百万円前後であるのに対して、都銀は14百万円である。それだけに、更に規模の小さな企業向け貸出を増やす場合には、地域市場に於ける貸出先数の制約や小ロットを考慮すれば、限界的な審査・モニタリングコストが急速に上昇する公算が大きい。そうした地域市場での量拡大を目指して、都銀等が全国的に店舗網の充実に向かうインセンティブは強くないとみられ、地域市場については

程度の差はあれ今後も得意分野を手掛けるといった「棲み分け」が続く公算は大きい。このように、地域金融市場には大企業を主体とする中央の市場とは異なった特性が引き続き存在する。

(規模の経済性と地域的な特性)

それでは、そうした市場に於ける特性の下で、地域金融機関にはどのような行動上の特徴がみられるであろうか。以下では、この点を中心に考えていこう。

地域金融機関は、相対的に規模の小さい地域金融市場を対象とし、上位業態と比べ行動範囲面での制約は大きい、コスト負担に見合った水準の貸出金利を設定し得ており、そうした顧客層の獲得を通じた規模拡大の意欲も根強い。この点、バブル期の金融機関経営の失敗は、資産価格の上昇に関して過大な評価を続けたことのほか、上記のような審査・モニタリングに関する基本的な事実ないし原則が無視され、担保のみを重視した貸出量拡大の経営が行き過ぎたことを表している。

地域金融機関は、地域に密着した金融サービスの提供を主体としているだけに、その行動分析に際しては当該金融機関の立地条件（経済環境ないしは営業地盤）をチェックすることが必要である。このことは、金融機関の生産関数の投入要素として、一般的な新古典派型モデルが想定している資本・労働の組み合わせのほかに、立地条件ないしは地域的な特性を考慮することの重要性を意味する。この考えに従うと、例えば信用金庫について、大都市に所在し地銀並みの資金量をもつ信金（業界首位の城南信用金庫）と、地方の郡部等に基盤をもつ信用金庫を比べると、その前提とする経済地盤を含めて異質の側面が強く、経営状態の分析といった視

点で捉える限り、これらを同一のグループに纏めて取り扱うことは難しい。同一の業態に属する金融機関であっても、その置かれた経済環境を考慮しつつ、幾つかのグループに分ける必要がある。

2. 地域金融機関と「地域性」

(「地域性」による分類)

地域金融機関の場合、協同組織金融機関に代表されるように税制面等で優遇措置が講じられている（従来行われてきた店舗規制も都銀等との競争を緩和する方向に作用）一方で、現実の営業活動の範囲には限界が存在する。この典型は、法令・通達で営業範囲が定められている信金・信組であり²⁾、地銀についてはそれがやや広く地理的・歴史的にも本店の所在する都道府県が主たる活動範囲である³⁾。その限りでは、特に信金等の下位の業態については、立地条件、即ち地域内の経済活動が経営を左右する大きな要素となっていると考えられる。以下では、こうした地域的な特性を表す要素を「地域性」と呼ぶこととする。

そうした「地域性」を表す具体的な指標として先ず挙げられるものは、北海道、東北、九州といった地理的な地方区分あるいは県単位の区

2) 例えば、信金・信組は法人税率(27%、普通銀行37.5%)、狭義貸倒引当金の損金繰入率(対象貸出金残高の0.348%、普通銀行0.3%)等について優遇措置が採られている。反面、預貸金業務に関しては組合員取引を原則とする等の制限が課されている(組合員外の取引について、預金は信組の場合総額の2割以内、貸出は信金・信組とも同2割以内等)。

3) 地銀については、銀行局通達に示される如く出店の範囲が制限されていたことを重視する見解もある(例えば筒井(1988))。但し、地銀も近隣の経済圏等については店舗を持つことが認められている。地銀の場合、都銀と比べ相対的に規模が小さいだけに、こうした規制が無い場合に果たして現状と大きく異なった店舗展開となり得たか否かについては疑問も大きい。

分である。これは、いわば行政的な地域分類の観点に立つものであり、各財務局の管轄範囲とも概ね一致する。そして、同一の「地方」に属する金融機関は、例えば天候の影響等を含めてそうした地方に特有とも言うべき経済環境の下に置かれていることもあり、行動が類似した側面を持っていることも事実である。

しかし、地域金融機関は、そうした地方全体を営業範囲としている訳ではなく、主たる地盤はこれと比べてはるかに狭域である。また、例えば同じ北海道であっても、その中心とも言うべき札幌市と、遠く離れた小規模の都市（士別市・紋別市等）あるいは郡部（紋別郡、茅部郡等）では、顧客の数や生産・所得水準の面でも大きな格差があり、そうした地域に本拠を構える金融機関の行動にも大きな相違がある。従って、特に相対的に営業範囲が狭い小規模金融機関について、地理上の地方概念あるいは県単位の分類をそのまま使用することは難しく、分類の対象範囲をより狭い地域に限定することが必要である。

（「地域性」を表す人口集中）

地理的な分類を別とすれば、当該地域の特性を表す指標は、やはり経済活動の活発さ、あるいはその結果でもある人口集中ないし都市化を示す指標である。即ち、生産額や所得で表される経済活動の水準が概ね等しい地域ないし都市は、結果的に人口集中ないし都市化の程度も等しく、その中に存在する金融機関の行動も類似していると考えられる。例えば、或る程度の規模に人口が集中し且つ県庁所在地でもある秋田市、水戸市、前橋市、福井市、大津市等は、経済活動の規模もそれなりに大きく、金融機関が諸活動を営む地盤として共通した側面を強く持

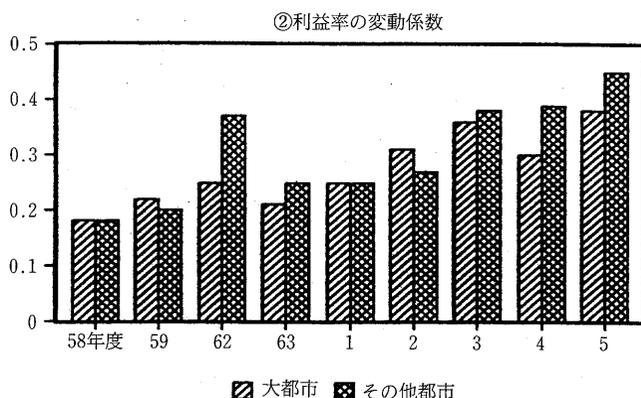
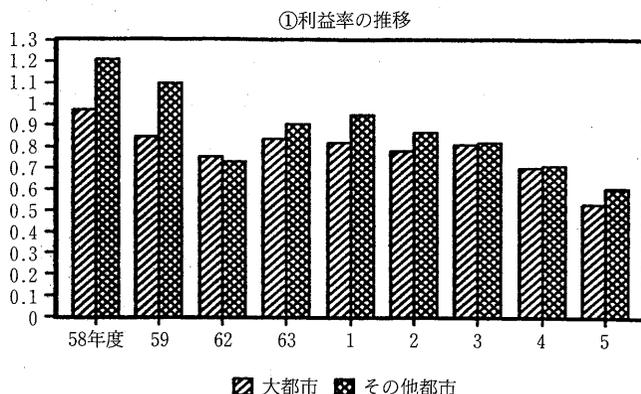
っていると言える。

この場合の具体的な指標としては、先ず地域の生産額、所得等が考えられる。しかし、対象が狭域の場合にも利用可能なデータとしては何れも難点がある。例えば、第3次産業等を含めた生産額は都道府県ベースでのみ存在し、市町村ベースで利用可能なデータは家計の課税対象所得程度である。このように、比較的限定された地域の特性を示す指標として生産額・所得等を利用することは難しい。

他方、人口集中あるいは都市化を示す指標は、生産活動自体を表すものではないが、そうした活動のいわば結果を表していると考えられる。また、市町村のベースでもデータ入手が容易である。そこで本稿では、実際の地域金融機関の経済環境を表す指標として、人口の集中状況を取り上げ、それを基に「地域性」を定義する。即ち、通常の地理的な分類を離れて、経済環境である「地域性」を表す指標として、人口の集中状況、換言すれば都市化の度合いを使用する。

但し、この計数をその俣使用すると、例えば町村合併等により人口が増えた都市を経済活動がそれだけ活発な地域として評価するといった問題が生ずる。そこで、本稿ではこうした表面上の人口に替えて、人口密度が高い調査区が隣接しそれらの人口が5千人以上を有している地区で示される、「人口集中地区人口(平成2年国勢調査のベース)」を基準とした。これは、いわば市街地人口を意味する。これが大きい都市では、集積の経済ないし都市化の経済の効果が作用し、①情報入手・交換の容易さを通じた外部効果や、②様々な財・サービスの共同利用、取引・輸送費用の節減を通じて規模拡大に伴う経済性(収獲逡増)が作用する(金本(1989))。そしてこれが、市街地人口を地域経済の活動を

(図表1-1) 信用金庫の利益率



表す代理変数として使用することの理由でもある。

(市街地人口による分類)

本稿では、こうした市街地人口の具体的な適用対象として、各金融機関(地銀、地銀2および信金)の本店所在地を取り挙げる。これは通常の場合、本店が最大の取引シェアを占め、当該金融機関の行動を代表していると考えからである。こうした本店所在地の市町村の人口集中地区人口を分類の基準とする。そして、それが明らかに大きいとみられる東京都、大阪府、および同人口が40万人以上の都市に本拠を置く場合を、「大都市型の金融機関」、それ以外の地域に

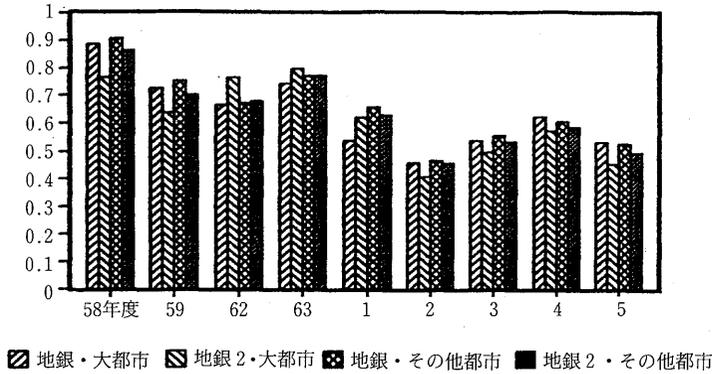
本拠を置く場合を、「その他(地方)都市型の金融機関」と定義する。なお、信用金庫(平成5年度のベースで主要350金庫)については、「地域性」が特に強いことを考慮し、本拠地の所在する市あるいは町の人口集中地区人口を基準に、「地域性」を7グループ、即ち大都市型3分類(98金庫:東京都、大阪府、および同人口40万人以上の都市)、その他都市型4分類(252金庫:同人口が1万人未満、1~3万人未満、3~10万人未満、10~40万人未満)に別途区分している⁴⁾。

4) 規模別の人口区分および以下で行った計測結果の解釈については、神戸商科大学 川向肇氏より有益なコメントを戴いた。

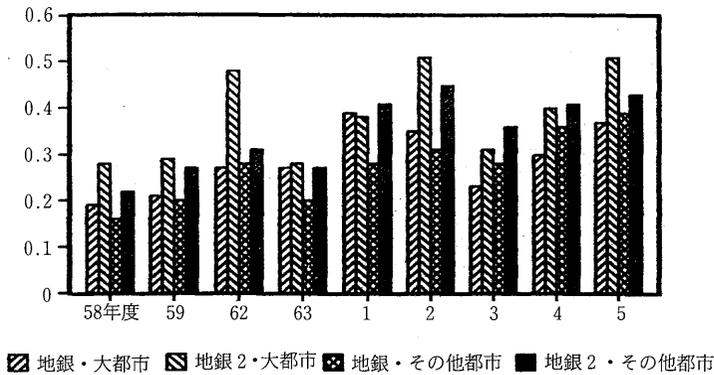
地域金融機関の行動分析

(図表1-2) 地銀・地銀2の利益率

①利益率の推移



②利益率の変動係数



こうした区分を行うに際して本稿では、①人口集中が大きい地域はそれだけ経済活動が活発で生産・所得額も大きい、②人口集中(市街地人口)の区分が同一の都市、例えば人口集中地区人口が40万人以上の都市(札幌・仙台・名古屋・広島・福岡等)は「地域性」に関しては同質であると考えている。

(地域金融機関に於ける利益率の推移)

ここで、地域金融機関の利益率を、本店所在地の「地域性」を基準に、大都市型および地方都市型に分けて具体的にみていこう(図表1、^{5・6)})。まず、信用金庫については、規制金利色の強い昭和50年代を主体に、従来は東京・大阪と

いった大都市所在の信金と比べて、その他都市所在信金の利益率が総じて高いといった傾向が

- 5) 業務純益率の概念を使用している(信用金庫については試算値)。なお、以下では何れも各行庫の値の単純平均を使用している。基本となるデータは、地方銀行は「全国銀行財務諸表分析」(63年度以前の地方銀行は「全国相互銀行財務諸表分析」)、信用金庫は金融図書コンサルタント社調査による。
- 6) 地方銀行については平成元年度より、信用金庫については平成2年度より、業務純益の定義が変更された。大きな変更点は業務純益にいわゆる「債券5勘定」の損益(債券売買損益、償還損益、および償却)が含まれるようになったことである。近年は、償却財源の捻出手段として多額の債券売却益が計上され、業務純益の水準が嵩上げされているケースが多い。そこで、以下では取り敢えず平成3年度以降については、「債券5勘定」の損益を控除したベースで算出し、平成元年度以前と比較的近い定義に修正している。図表1-1、2の場合は、そうした点を考慮しても利益率の水準の低下が生じており、実際の低下幅は更に大きい。

窺われた。これがバブル崩壊後は、両地域間の利益率が共に低下するなかで両者の格差が縮小しているほか、両者共にそのバラツキ（変動係数）が大きくなるといった特徴がみられる（特にその他都市型、図表1-1）。

こうした利益率格差の存在とその変化、バラツキ度合いの拡大といった傾向は、地銀および地銀2に関しても同様に窺われる（図表1-2）。もっとも、地銀については「地域性」を基にみた利益率水準の格差が小さく、そのバラツキ度合いも必ずしも「地域性」との間で明確な傾向はみられない。一方、地銀2については、地銀と比べて利益率水準が低い（特に大都市型）反面、そのバラツキ度合いがかなり大きく、且つ大都市型でそうした傾向がみられる。

こうしたバラツキの拡大等については、大都市圏では不動産関連の不稼働債権を抱え業績悪化が続いている地域金融機関が増えている（特に地銀2）一方、地方都市圏では地域の特定産業の衰退等、産業構造の変化の影響（信金）といった経営環境の変化のほか、全般的な営業地盤の格差拡大（特に地銀と地銀2の間）等も大きく影響しているとみられる。

3. 地域金融機関行動の再検討 （金融業務の多様化と地域金融機関）

金融の基本的な機能は、間接証券（預金等）の発行により調達した資金を一定期間自由に使用し得る権利を相手に提供し（一般的には貸出）、その代価として金利収入を得るところにある（＝資産変換機能）。そして、金融仲介機関（銀行、信金等）の存在意義は、資金決済機能を果たすことのほか、蓄積した情報や顧客関係を活用することによって、こうした行動に伴うリスクを最小限に抑えつつ、効率的に資金の調達お

よび融通を行うことにある。以下では、この点を念頭に置きつつ、やや詳しく考えてみよう。

金融機関の利益の主たる部分は、①収入全体に占めるウエイトが大きく、且つ採算面で最も有利な貸出からの収入（ $r_L \cdot L$ ）、②有価証券保有に伴う利子・配当収入およびマネーマーケットでの運用益（ $r_M \cdot M$ ）、③手数料収入およびディーリング益（TR）から、預金利子支払い相当額（ $i_D \cdot D$ ）、および営業活動に伴う経費を控除したものであり、これは次式で示される⁷⁾。

$$\Pi = (r_L \cdot L + r_M \cdot M) - i_D \cdot (L + M - K) + TR - C(D, L) \quad \dots \dots (1)$$

$$L + M = D + K \quad \dots \dots (2)$$

r_L ：貸出利回り、 i_D ：預金利回り、TR：ディーリング益・手数料収入（ネット）等

r_M ：有価証券およびマネーマーケット運用の平均利回り

Π ：金融機関の利益、L：貸出残高、K：自己資本、D：預金残高

M：有価証券残高およびマネーマーケットに於けるネットの運用残高

C(D, L)：人件費等の経費（預貸金増減の影響を受けるが固定的である）

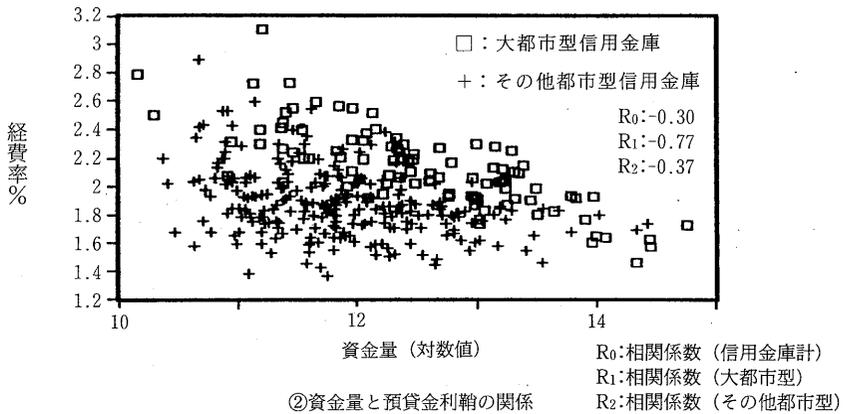
近年の金融機関業務は、各種の金融関連取引に伴う手数料収入の獲得や、資金・証券やデリバティブ取引にも進出するなど、その行動範囲は拡大しており、これらの業務から得られる利

7) 本稿では、これまでの多くの分析と同様、自己資本についてのコストを考慮していない。自己資本は資金運用・調達の実質的な利鞘に影響を及ぼしており、後述の(3)式では利益の主要な決定因として取り挙げている。但し、自己資本比率自体はそれほど高い訳ではなく、この点が国際的な自己資本比率規制に於いても問題となっている。なお、後掲(6)式では i_D については対象から除き、自己資本比率(K/D)のみを取り挙げている。

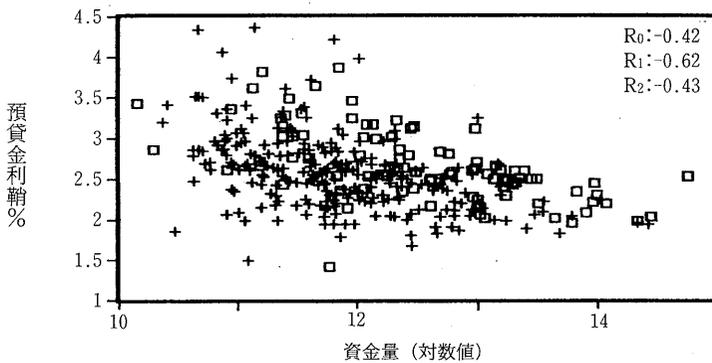
(図表 2-1) 信用金庫の資金量と収益指標

(平成 5 年度)

① 資金量と経費率の関係



② 資金量と預貸金利鞘の関係



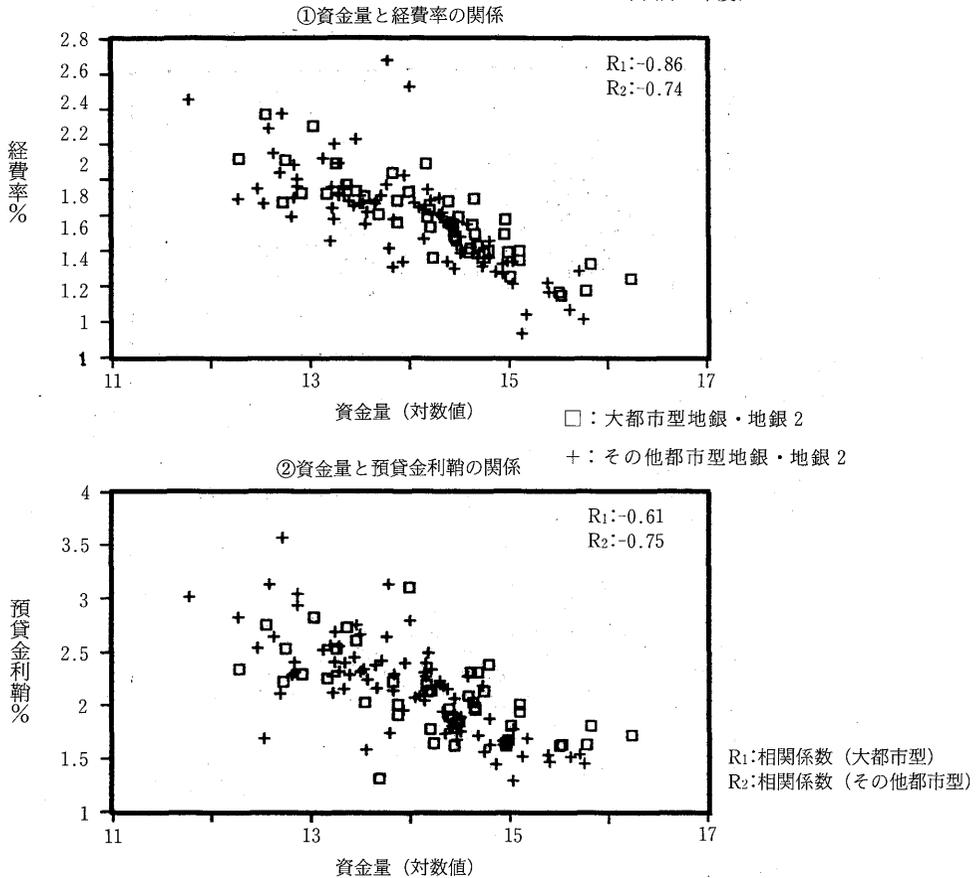
益も増大している。しかし、こうした現象がみられるのは、主として大手の都銀や長期信用銀行等の上位業態に限られている。地銀以下の金融機関に於いても、バブル期には債券等のディーリングや国際業務へ進出する動きがみられたが、そうした時期に於いても地銀に於けるマネーマーケットでの運用益（ネット、 $(r_M - i_D) \cdot M$ ）やディーリング益・手数料収入（TR）は、粗利益全体の2割（地銀2では1割）を占めていたに過ぎず、この比率は昭和50年代と比較してもそれ程大きな変化はない⁸⁾。そして、バブル崩壊と共にこうした動きはやや収まり、近年は「本業」である預金・貸出業務中心の営業体制を採る先が殆どである。

勿論、このことは、これらの金融機関が多様な業務を行い難いことを意味するものではない。現に、多くの金融機関ではデリバティブの利用をはじめ、取引先の海外進出サポート等を含めて営業活動の多様化を進めており、こうした動きはビッグバンによって弾みがつくことが予想される。しかし、地域金融機関の主対象が中小企業等であることを考慮すると、これらの取引

8) 収益源を金利収入、ディーリング収入および手数料収入（何れもネットのベース）の3項目に大別し、トランス・ログ関数の計測を基にいわゆる範囲の経済性の有無をチェックしても、地銀・地銀2のグループについては、そうした経済性が作用しているといった有意な結果は殆ど得られない。詳しくは、堀江・浪花(1990)の表13-1等を参照されたい。

(図表2-2) 地方銀行の資金量と利益指標

(平成5年度)



に対するニーズはそれ程強くはないとみられ、現状ではそうした活動から得られる収益を経営上の一つの柱となし得る先は、極めて少ない。地域金融機関については、こうした近年の収入源の多様化・新たな業務への進出等を考慮しても、「本業」である預貸金業務を中心に考えていくことが出来ると言えよう。もっとも、「本業」についても、金融自由化が進展した状態の下では、例えばデリバティブ等を組み合わせた預貸金業務が活発化することも十分予想され、その利益獲得のための行動は大きく変化してくると推察される。本稿では、預貸金業務についてこれらの多様な形態をも含めて考えている。

以上のような実情を踏まえると、(1)式で示

される地域金融機関の利益の変動要因は、預貸金利鞘、貸出額、自己資本、および経費であり、次の(3)式のように表すことが出来る。

$$\Pi = ((r_L - i_D) \cdot L) + (i_D \cdot K) - C \quad \dots (3)$$

この式からみる限りは、規模の経済性に関する従来の多くの分析枠組と基本的に大きな差異はない。この式を手掛かりとしつつ、以下では金融機関の規模の経済性に関するこれまでの我が国に於ける代表的な実証分析を再検討してみよう。

(規模の経済性の計測に関する検討)

従来の金融機関業務に於ける規模の経済性や範囲の経済性の存在に関する分析は、我が国全

体としての金融仲介の費用節約といった観点から、主として上位業態（都市銀行等）を分析対象として取り挙げてきた。そして、金融機関の生産物を表す指標として、預金残高ないしはそれを運用サイドからみた貸出や有価証券残高、あるいはそれから得られるフローである収入を使用してきた（西川（1972）—預金残高、黒田・金子（1985）—貸出残高、粕谷（1986）—貸出等の収入、吉岡・中島（1987）—経常収益を含めた各種の概念、高橋（1988）—貸出・有価証券残高、筒井（1988・1994）—貸出残高、宮越（1993）および堀・吉田（1996）—貸出・有価証券残高）。

また、データ面の制約や計測上の煩雑さもあり、生産関数と双対的な費用関数の側面から、営業活動に伴う経費と生産規模との関係について、例えば（4）式のように生産要素市場に関する完全競争を仮定しつつコブ・ダグラス型関数、あるいはトランスログ型関数による計測が行われてきた（C:経費（人件費および物件費）、Y:生産物（預金残高等））。この点、黒田・金子（1985）および吉岡・中島（1987）では、費用極小化行動および生産関数の同次性のみが前提となっている。

$$\ln(C) = \alpha_0 + \alpha_1 \cdot \ln(Y) \dots (4)$$

しかし、こうした手法を地域金融機関に適用する場合には、以下でみるように幾つかの大きな問題が生ずる。

（規模と経費・粗利鞘に関する問題）

第1は、従来の分析では固定的な性格の強い経費（人件費や物件費）と規模の関係といった、いわば右下がりの費用曲線の存在が自明ともいえる部分を対象とし、経費を控除する前の粗利益の変動については考慮していないことである（従って、最終的に利益が増加するか否かは不

明確である⁹⁾）。

図表2-1および2-2は、平成5年度に於ける資金量でみた規模と経費率ないし預貸金利鞘との関係を示したものである。大都市圏を主体に規模の大きい金融機関では経費率が低いといった関係がみられる一方、規模の大きい金融機関では「本業」である預貸金業務の利鞘が薄い。こうした傾向は、大都市所在の信金および地銀について特に明確であり、経費率の高い金融機関では貸出利回りを高く維持することによりそれをカバーしている。この点に関して、別途信金についてチェックした結果では、規制金利時代および金利自由化時代の両者を通じて、資金量規模と貸出利回りとの間には逆相関関係がみられる（相関係数:-0.6~-0.5）。一方、調達利回りについては、バブル期の一部を除いて規模との間に明確な関係は無く（同:相関係数は0.1程度）、預貸金利鞘と資金量規模との間の負の関係は、主として貸出利回りの変動によるものである。こうした特徴は、地銀・地銀2についても同様であると推察される。

勿論、これらは各2変数間の平均的な関係を示すに留まり、直接的に規模の経済性の存在等と結び付く訳ではないが、規模の拡大に伴う利鞘変化の可能性を示唆している。即ち、資金量や貸出規模に代表される量的拡大は、資金量単位当たり経費の引下げを通じて利益率を改善させる反面、他の金融機関との競争が強まり、預貸金の（粗）利鞘がそれ以上に縮小する可能性も大きく、必ずしも利益率の上昇には結びつか

9) 但し、蠟山(1983)、首藤(1987)に於いては付加価値が使用されており、こうした問題は一応回避されている。また、堀江・浪花(1990)では「本業」および有価証券保有に伴う利益（調達コスト控除後）、各種ディーリング損益、手数料収入（ネット）の3つに大別して分析を行っている。

ないのである（更にこれとは別に、近年は貸出増加に伴う信用リスクの増大を映じた償却コストも考慮する必要がある）。

従来の分析では、金融機関の生産物の代理変数として預金あるいは貸出を使用した費用関数の推計が行われてきた。これは、①民間部門の保有する金融資産の大半が預金であり、資金が銀行を通じて貸出の形態で融通されていたこと、②昭和50年代までの日本では規制金利体系の下で金融機関の預貸金利鞘が十分確保され、量的拡大がほぼそのまま利益の拡大に結びつくといった事情を反映したものと思われる。しかし、当時の状況下であっても、量拡大に伴う金利競争も生じていたとみられ、その場合には規模の拡大が貸出利回りの低下を伴う公算についても検討すべきであったと考えられる。

（貸出先数に関する問題）

第2は、地域金融機関の特性にも関わる点である。広域に業務を展開している都銀等とは異なり、制度的要因を別としても中小の地域金融機関は事実上の活動が地域内に限定されているだけに、採算以前の問題として短期的にも貸出を容易に確保し得ると想定することはかなり難しい。倒産等に伴う費用を別とすれば、一般的には金融仲介機関にとり、資金運用手段として貸出が採算上最も有利である。しかし、現実には情報収集をするまでもなく明らかにリスクが大きく取引対象とはなり得ない先を除くと、当該地域内の貸出先数（概ね企業数に該当）自体が少ないといった制約がある。このため、上位業態と比べて相対的に地域金融機関の預貸率は低く、いわばやむを得ず有価証券の購入あるいはマネーマーケットでの運用を行っているのである。また、（地域金融機関に限られる訳ではな

いが）長期的な顧客関係の維持といった面からの、金利・貸出量への影響も大きい。取引先が大企業主体且つ全国に店舗を展開する都銀等の上位業態では、相対的に貸出増加が図り易く、総じて資金不足状態にある（短期金融市場の資金需要者）のに対して、地銀、地銀2、信金等が地域内の貸出需要不足から資金余剰状態にあること（短期金融市場の資金供給者）は、こうした事情を反映していると言えよう。

その意味では、一般的に完全競争理論等で想定するような、貸出の限界収入と限界費用（調達費用および経費の増加）が短期的に等しくなる点で貸出額が決定される訳ではない。また、金融機関の決算書上で示される計数がそうした行動結果を表すものでもない。逆に、貸出先が限られているなかでも金融機関側の貸出増加意欲は常に強いのであり、そのために新規開拓や審査・モニタリング部門に多くの人員等を確保しておかざるを得ず、金融機関全体として短期的にも常に文字通りのコストの最小化が実現されているとは言い難い。こうした点を勘案すれば、(4)式を基にクロス・セクションベースで費用関数を計測し、限界的な規模の経済性の存在 ($\alpha_1 < 1.0$) を検出したとしても、かなり限定的に解釈することが必要となる。

なお、範囲の経済性の計測に際して、貸出残高と有価証券残高を使用しているケースもみられる（例えば、高橋(1988)、広田・筒井(1992)、宮越(1993)等）。しかし、有価証券の保有は、通常は利子収入および長い眼でみた含み益づくり、あるいは証券市場との関係の維持を目指して行われるものであり、有価証券売買を本業として行っていくといった意識は薄いだけに、有価証券残高を用いて計測上有意な結果が得られたとしても、具体的な意味付けはかなり難しい。

(地域性に関する問題)

第3は、「地域性」の組み込みに関する点である。従来の分析の多くは、業態区分をその仮全サンプルとして使用している。例えば、広田・筒井(1992)では、信用金庫業界全体を対象として規模の経済性と範囲の経済性とを組み合わせた計測を行っている。しかし、特に信用金庫の場合大きな影響をもつとみられる、「地域性」については考慮されていない(資本の価格に関して土地取得価格の使用あるいは全国一律といった仮定を設けている点等も疑問が残る)。また、宮越(1993)で行われている地域区分は、地理的な大まかなものに留まっている(同様に、堀江・浪花(1990)でも地理的な区分を行っているが、県単位である)。下位の小規模金融機関の行動を分析するに際しては、地域経済の影響の強さを勘案しつつ、データ面で「地域性」を制御したうえで個々の金融機関の優劣を考えることが大前提となるのである。

(使用データ面の問題)

第4に、計測に使用されているデータ面でも疑問が多いことである。例えば、近年の代表的な分析である筒井(1994)では、規模の経済性の検証に関して、貸出サイズを主体として検証を試みており、規模の経済性を生み出すコスト逓減が貸出のみにより生ずる、換言すればコストが主として貸出関係から生ずる(融資開拓・審査・モニタリング関係のコストが金融機関経営のなかで大きいことを意味)と前提したうえで、興味深い結論が導き出されている。しかし、銀行業のいわゆる「経費」のなかで大きなウェイトを占めているのは、通常の場合は預金や決済あるいはコンピュータ使用等に関わるコスト(リース料等を含む)であり、前述のように審

査・モニタリング等の貸出に関わる費用は、現在の金融機関に於ける費用総額を決定する程大きい訳ではない(勿論、このことは、不良資産が生じた場合の償却コストが大きいことを否定するものではない)。

一方、人件費と並んで固定的なコストとして大きなウェイトを占めている物件費については、同論文では直接的な資本費用(減価償却および土地建物賃貸料)を考慮するに留まり、またその単価を床面積を基に算出している点についても疑問が大きい。この他、近年は物件費のなかで事務委託費(派遣社員への支払(実質的な人件費)等)が大きくなっていること等も考慮すべきであろう¹⁰⁾。

こうした問題は、「モノづくり」産業である製造業の分析で使用されている資本・労働の組合わせによる生産関数を、その仮金融業に当てはめることの難しさを表している。近年の金融機関に於いては、機械化に伴う労働代替や子会社への事務委託によるコスト節減の進展、あるいは電算システムに関する共同事務センター加盟の増加(信用金庫の場合)等を考慮する必要がある。バランスシート上の資本ストックや人員の生産(費用)関数への適用、あるいは資本関係と労働関係に費用を明確に区分することは一段と難しくなっており、無理に代理指標で近似

10) 同論文で貸出総額を外生変数としつつも、1先当たりの貸出のサイズを内生的に選択し得ると想定している点についても、上記のように貸出先数が制約されていることを考慮すれば説得力に欠ける。地域金融機関は、採算等からも貸出増加を目指しているが、競争や企業数の不足等から特に貸出のサイズについての選択の余地は極めて限られている。このほか、同論文で基本としている式(7-8式)では、預貸金活動の成果でもある粗利 r の変動が考慮されていない。Cは総費用であるが、その対象は固定的な性格の強い経費であり(具体的には人件費と物件費)、預金等に対する利払い費用は含まれていない。

した推計では大きな意味を持たせることは難しいと言える。むしろ、費用を資本・労働関係に分離することなく、両者を併せて「経費」として取り扱うことによって、金融機関行動に関して、より実情に即した分析が可能となると考えられよう。

4. 地域金融機関行動の分析

(規模と利益率)

以上のように、従来の新古典派的分析で使用されてきた手法を地域金融機関にその俤用いると、その行動を決定する重要な変数、特に利鞘に大きく影響を及ぼすとみられる地域内の経済活動の動向や上位業態との競争等で示される「地域性」が十分考慮されない可能性が大きい。しかし逆に、こうした問題を克服しつつ厳密な理論モデルを作成し計測を行い特性を分析することは、データ上の制約等も含めて極めて難しい。

本稿では、これまで多くの分析で行われてきた、厳密な理論モデルをつくり規模の経済性等をチェックするといった方法は採用しない。それに替えて、諸々の制約の下に於ける金融機関の行動結果を表す指標を基に、地域特性毎に行動の特徴を見出すことを目的とする。そのために、先ず類似した「地域性」毎に地域金融機関をグループ化し、それを対象に最も簡単な指標に基づいて利益の変動要因を検討する。その際、金融機関の利益の変動要因は、①「本業」の利鞘(預貸率の影響を含む)、②自己資本の厚さ、および③規模拡大に伴う経費節減効果に有ることを考慮して、(3)式を基本に考えている(資金調達費用を控除後の有価証券・マネーマーケットでの運用益、ディーリング益および手数料収入の利益面でのウエイトはかなり小さい)。

この場合、昨今のように自由化が進展した状態の下では、市場性の大口預金の取入れにより資金量規模の拡大が相対的に容易となった一方、預貸金利鞘の確保はそれだけ難しくなってきたおり、現実の金融機関行動に於いても利益額よりも利益率が重視される傾向が強まっている。こうした点を考慮すれば、分析の対象についても利益率をベースとした概念に修正する必要がある。そこで、(3)式を預金残高で除した(5)式を基本とした¹¹⁾。即ち、利益率の変動要因は、預貸金利鞘、預貸率、自己資本比率、および経費率である。以下では、先ずこうした変動要因を地域毎にみていこう。

$$\Pi/D = (r_L - i_D) \cdot L/D - C/D + i_D \cdot K/D \dots (5)$$

(利益率とその変動要因)

図表3は、上記の式に示される各項目に関して、前述のように市街地人口を基準として、平成5年度をベースに地域金融機関を大都市所在とその他(地方)都市所在とに分け、格差の存在をt検定により業態別にチェックしたものである(参考として、金融自由化の途中且つバブル期の昭和62年度を掲げている)。何れの業態でも、両者間で資金量規模および預貸率・預貸金利鞘(地銀を除く)には統計的にも有意な格差が存在する。

しかし、経費率や自己資本比率に関しては、信用金庫では有意な格差が存在する反面、地銀・地銀2では格差が小さい。これらを映じて、業務純益率については信用金庫で近年有意な格差がみられるが、地銀・地銀2ではバブル期を

11) 実際には、左辺の分母は預金残高ではなく一般的に用いられている資金運用残高を用いている($L + M = D + K$ の関係より、預金残高をベースとする場合と比べて自己資本比率相当分だけ計数が低くなっている)。

地域金融機関の行動分析

(図表3) 利益率の変動要因

(()内は変動係数)

本店所在地の「人口集中地区人口」を基準とする分類 ()内は行庫数		業 務 純 益 率 (%)	資 金 量 規 模 (億円)	預 貸 金 利 率 (%)	預 貸 率 (%)	経 費 率 (%)	自 己 資 本 比 率 (%)
平成 5 年 度	信用 金庫	(252) その他都市 0.604***	(0.45) 1,265***	(0.66) 2.59*	(0.14) 66.8***	(0.11) 1.88***	(0.25) 7.28***
	地 銀	(98) 大 都 市 0.530	(0.38) 4,237	(0.71) 2.66	(0.13) 79.2	(0.07) 2.12	(0.27) 6.10
	2	(35) その他都市 0.497	(0.43) 6,789***	(0.53) 2.47***	(0.15) 83.3***	(0.07) 1.94	(0.20) 5.06
	地 銀	(30) 大 都 市 0.454	(0.51) 12,966	(0.62) 2.20	(0.17) 89.8	(0.10) 1.89	(0.19) 4.85
	2	(47) その他都市 0.528	(0.39) 22,912***	(0.69) 1.95	(0.20) 77.5**	(0.11) 1.68*	(0.17) 4.89
	地 銀	(17) 大 都 市 0.530	(0.37) 39,784	(0.66) 1.81	(0.11) 82.8	(0.12) 1.56	(0.11) 4.63
	2	(252) その他都市 0.728	(0.37) 1,183***	(0.63) 2.86***	(0.11) 64.4***	(0.11) 2.26***	(0.22) 8.70***
	昭和 62 年 度	信用 金庫	(98) 大 都 市 0.754	(0.25) 2,569	(0.68) 3.00	(0.10) 74.2	(0.08) 2.46
地 銀	(35) その他都市 0.684	(0.31) 4,582***	(0.53) 2.66	(0.16) 81.2*	(0.08) 2.21*	(0.13) 5.34***	
2	(30) 大 都 市 0.769	(0.48) 9,160	(0.70) 2.62	(0.19) 84.4	(0.09) 2.07	(0.15) 4.42	
地 銀	(47) その他都市 0.676	(0.28) 14,718***	(0.70) 2.01*	(0.24) 78.9	(0.08) 2.00**	(0.18) 5.32**	
2	(17) 大 都 市 0.668	(0.27) 26,002	(0.72) 1.78	(0.18) 81.5	(0.07) 1.78	(0.10) 4.66	

- (注) 1. 変動計数=標準偏差/平均。個々の金融機関の値の平均。
 2. その他の都市は、人口集中地区人口が40万人未満の都市、大都市は同40万人以上の都市・大阪府・東京都。人口は、平成2年国勢調査による。
 3. その他都市欄の***は、大都市圏との平均値の格差(t検定)が1%水準、**は同5%水準、*は同10%水準で有意であることを示す。

含めて格差は小さい。なお、預貸金利鞘については、バブル期と比較すると大都市所在の地銀を除いて全業態で縮小しているが、「地域性」との間では明確な方向性を見出し難く、またバラツキも拡大している。その意味では、預貸金利鞘については、同一の「地域性」をもつ金融機関グループのなかでも個別的な性格が強いと考えられる。

このように、信金では利益率指標を含めて明確な地域格差がみられる反面、地銀・地銀2に関しては利益率格差が小さく、自己資本比率や経費率・預貸金利鞘に関する格差も小さい（特に地銀）。これには、地銀は通常、①本店の所在する都道府県内だけでなく県外の主要都市の経済活動の影響も受け易いことや、②営業範囲が広いだけに競争が強く、その結果として業態内では収益指標面で格差が生じ難いことが反映されていると考えられる。

こうした市街地人口を基準とした区分でみると、預貸率や経費率、預貸金利鞘に関しては相対的にバラツキ度合い（変動係数）が小さい。この点については、ここで使用した「地域性」区分がそれなりに地域内産業の活動状況や、そうした条件の下で展開される金融機関の営業体制等に関する類似性、あるいは格差を比較的よく捉えているとみることも可能である。

（利益率の変動要因の計測）

本稿の狙いは、同様な「地域性」を持つ地域金融機関の各グループについて、利益率と規模との関係を簡単にチェックするところにある。この場合、(5)式を基に考えると、既にみたように預貸率 (L/D) については、「地域性」を基準とする限り大都市圏が高いことは事実ながら、同一人口区分の地域内では総じてバラツキが小

さい（別途計算したところによれば、資金量規模との間には緩やかながら正の相関関係も存在する）。また、資金量規模の大きい先では、経費率 (C/D) が低い一方、預貸金利鞘 ($r_L - i_D$) が小さい（貸出利回りが低い）といった関係は相対的に明確で、同一の「地域性」グループのなかでは、両者共に資金量規模によってかなりの部分が説明可能と考えられる。そこで、利益率（業務純益率）の説明変数として資金量（但し対数変換後）および自己資本比率を取り挙げることにした。

実際に計測した式は、以下の(6)式である¹²⁾。この場合、 α は資金量規模と利益率との関係を示すパラメーターであるが、一般的な理論式から得られる規模弾性値自体ではない（但し、以下では「規模の経済性」をこのパラメーターの符号によって判断している）。なお、 γ は利益率を決定する各金融機関に「固有」の要因であるが、パネル形式で計測している（平均値からの乖離を使用）ため、実際には計測の対象外となる。

$$\Pi/D = \alpha \cdot \ln(D) + \beta \cdot K/D + \gamma \dots (6)$$

計測は、金融の繁閑と景気動向の組み合わせを考慮し、金融緩和且つ好況の時期であった昭和62・63年度、金融の繁閑と景気動向が概ね中立的な時期であった平成2・3年度、および金融緩

12) この(6)式は、厳密な理論を基本とした生産関数ではない。地域金融機関の主たる行動が預貸金業務から利益を得ることを目指すといった事実の下に、その主要因をいわば行動方程式として導出したものである。その意味では、定式化の理論的な側面については精緻化する余地が残されている。しかし、抽象化された関数式を前提に変数を整備し過ぎることなく、一般的に使用されている指標を基に現象として生じている行動を直接捉え、決定因として作用しているとみられる変数を当てはめていくことも重要である。こうした考えに基づく行動方程式の計測から多くを得ることは難しいとも言えるが、そうした関係は必ずしも自明ではないだけに、意義は大きいと考えられる（国友(1994)が参考となる）。

和ながら不況期であった平成4・5年度を各々プールしたパネル・データで行った。こうした計測では、金利自由化の進展といった制度的な環境が計測時期によりかなり異なっていることを考慮すべきであり、参考までに規制金利時代の代表として昭和58・59年度についても計測した。

(本計測の留意点)

以下の計測に於いては、次の点に留意することが必要である。

第1は、「地域性」グループに分けて計測することの意義である。既にみたように、同一の業態内であっても利益率等でみた格差は拡大傾向にあり、また「地域性」グループ毎の格差も大きい。こうした事実を無視して、データに関して「地域性」を制御することなく全体を対象に計測を行っても、結果の解釈は極めて限られてくる。この点について、本稿のように各「地域性」毎に纏めて行うのではなく、通常の生産要素である資本や労働の扱いと同様に、「地域性」自体を第3の生産要素として正式に取り挙げ、計測することも考えられる。しかし、前述のように、資本と労働との代替関係の強まりや統計上対象とすべき経費項目の選択が難しいことを考慮すると、従来型の計測には大きな問題がある。また、人口集中がもたらす経済活動面のインパクトについては、集積の経済効果を考慮する必要があり、いわゆる同次性を前提することは難しい。サンプル数面の制約等を考慮し、本稿では「地域性」について、①大都市圏所在と、②その他都市圏所在とに分けてダミーを使用し、それを基に特性を検討することとした。

第2は、資金量のパラメターの意味である。経費の固定性のみに着目すれば、資金量の大小

は利益率の高低に反映される。しかし、資金量の大小は上位業態との競争関係を表す代理変数として預貸金利鞘の大小にも影響し、その効果が大きい場合には計測上パラメターの符号がマイナスとなることも有り得る。そして、同一の「地域性」を有する地域金融機関について規模の拡大が短期的に業績面で有利に作用するか否かに関しては、こうした2つの要因の強弱に依存している。本稿の目的は、特定の「地域性」の下に於いて、現に存在する金融機関の規模拡大と利益率との関係をチェックするところであり、この式に基づいて利益率の観点からみた金融機関の最適規模等を直接的に推定することではない。こうした推定結果を一般的に応用するに際しては、前提条件や定式化を含めて別途検討することが必要となる。

第3は、自己資本比率のパラメターの解釈である。一般的には、自己資本比率が高いことは「無コスト資金」がそれだけ多く、利益率の押し上げ要因となると解釈される。しかし、現実の金融機関行動に於いては、こうした自己資本の厚いことが背景となって貸出姿勢が積極化し、それが他の金融機関との競争関係を強めて預貸金利鞘の縮小等を引き惹き、結果的に利益率に対してマイナス方向に作用するといった、当初想定した以外の効果が生ずる可能性もある。

第4は、ここで取り挙げた規模等以外の要因についてである。パネルデータ形式の計測の際には、 γ で表される当該金融機関に「固有」の要因（営業体制や金融業に関するスキル、あるいは当該「地域性」内に於けるいわゆる地盤の善し悪し等）は除外される。しかし、後述のように、こうした要因はかなり大きく金融機関の経営を左右し、その結果当てはまりが高くない公算も大きい。本稿では規模等の影響のみを取り

挙げたが、これらの要因については別途分析する必要がある。

これまでも、信用金庫や地方銀行について地域毎に分割しつつ推計を行い、解釈を行ってきた(堀江・浪花(1990))。その際、「地域」に関しては地理的な分類をそのまま適用しており、また信用金庫については県単位で統一した。しかし、こうした方式では、前述のような狭域の地盤をもつ金融機関に関する「地域性」の検出は難しい。また、その際の推計式も、(3)式を基としたものであり、そうした推計のもつ意味自体も限定されたものであったと考えられる。今回の計測の大きな特徴は、先ず「地域性」について都道府県といった地理的な区分を離れ、人口で代表されるいわば都市化率を基準としてグループ化したことである。また、推計の面では、金融機関行動に関する理論的に厳密な定式化を行うことなく、一般的な規模指標のみを取り挙げ、利益率との関係をチェックしていることが挙げられる。

5. 地域金融機関行動の特徴

(計測結果からみた特徴)

計測結果は図表4～5に示される。以下では、①その他都市に本拠を置く場合、②大都市に本拠を置く場合、および、③業態計に関して、ダミーで示した「地域性」を含まないケースと対比しつつみていこう。なお、信用金庫については、前述の通りその他都市型4分類、大都市型3分類としており、各分類毎に「地域性」(ダミー)を設定している。

先ず、全体として当てはまり自体は規制金利色の強い昭和50年代が最も高く(特に地銀・地銀2)、それ以降は総じて低いが、信金については最近の局面ではやや改善している。また、こ

れを地域別のダミーを含まないベースと比較すると、パラメーターの符号の逆転しているケースを含めて、その値にはかなりの格差が存在する。ダミーを含むことにより、当てはまりも改善する。このことは、①地域金融機関の分析に際しては、当該業態に属する金融機関の全体を同質と考えることは難しく、「地域性」で示される地域の経済活動の相違を考慮すべきであること、しかし更に、②利益率の分析に関しては従来型の規模の経済性といった観点のみでは説明が難しく、当該金融機関固有の要因をチェックしていくことの重要性を意味している¹³⁾。

次に、地銀・地銀2については、バブル期以降、規模の経済性が検出され、特に大都市圏でそうした傾向が強く(有意性はやや低いケースが多い)、「地域性」を考慮しないベースと対比するとかなり対照的な結果が得られる(図表4)。ただ、自己資本比率に関しては、BISで決定された自己資本比率規制の導入直前である平成2・3年度については利益率を引き上げる方向に作用したが、それ以外の時期では必ずしも明確な傾向を見出し難い(平成4・5年度は地銀についてマイナスで有意、上記の第3の留意点を参照)。

また、信用金庫の規模に関するパラメーターについては、バブル期の地方圏を除くとマイナスである。もっとも、大都市型では、バブル期以降その絶対値は小さく有意性も低いほか、平成4・5年度については一応プラスである(図表5)。このことは、大都市圏ではその他都市圏と比べて規模拡大による経費率低下の効果が相対的に生じ易いことを意味しているとも解釈出来

13) ダミーは各地域毎に使用した。図表4および5ではその記載を省略しているが、殆どの場合に統計上有意の結果となっている。

(図表4) 利益率と規模の関係(地方銀行)

(パラメータの推移、()内はt値)

本店所在地の「人口集中地区人口」による分類 ()内は行数	資 金 量 (対数変換後)				自 己 資 本 比 率				決 定 係 数			
	昭和 58・9年度	昭和 62・3年度	平成 2・3年度	平成 4・5年度	昭和 58・9年度	昭和 62・3年度	平成 2・3年度	平成 4・5年度	58・9 年度	62・3 年度	2・3 年度	4・5 年度
(64) 地 方 銀 行	(17.7) -1.706	(3.4) 0.558	(5.9) 1.061	(4.0) -1.113	(2.6) -0.054	(1.4) -0.036	(5.5) 0.241	(2.5) -0.077	0.83	0.38	0.29	0.17
地域別のダミー を 含 む	(12.1) -1.497	(1.7) 0.290	(2.5) 0.802	(0.6) 0.185	(1.0) -0.025	(0.3) -0.007	(4.4) 0.219	(2.3) -0.007	0.84	0.45	0.30	0.37
(65) 地 方 銀 行 2	(7.5) -1.380	(2.8) 0.593	(1.6) 0.428	(1.8) -0.654	(2.2) -0.076	(0.3) 0.011	(2.5) 0.067	(0.3) 0.007	0.57	0.07	0.05	0.02
地域別のダミー を 含 む	(6.2) -1.156	(1.4) 0.330	(0.0) 0.010	(1.6) 0.621	(0.6) -0.020	(1.1) 0.040	(1.7) 0.050	(0.0) 0.001	0.61	0.12	0.07	0.21
(82) そ の 他 都 市	(14.4) -1.610	(3.1) 0.464	(3.6) 0.668	(5.8) -1.440	(3.9) -0.078	(3.3) -0.076	(2.7) 0.095	(0.2) -0.007	0.79	0.41	0.11	0.17
業態別のダミー を 含 む	(10.3) -1.457	(2.2) 0.362	(0.4) -0.102	(3.0) -0.819	(3.9) -0.078	(3.0) -0.068	(2.2) 0.076	(1.1) 0.033	0.80	0.42	0.16	0.27
(47) 大 都 市	(9.1) -1.558	(2.5) 0.612	(2.8) 0.898	(1.3) 0.637	(0.7) 0.031	(1.6) 0.066	(3.6) 0.111	(1.2) -0.035	0.56	0.06	0.14	0.03
業態別のダミー を 含 む	(6.3) -1.263	(1.5) 0.423	(0.6) 0.225	(1.8) 0.841	(0.4) 0.019	(1.9) 0.078	(3.1) 0.093	(0.6) -0.017	0.59	0.08	0.23	0.18
(129) 地 方 銀 行 計	(15.8) -1.568	(4.4) 0.617	(4.6) 0.729	(3.6) -0.861	(3.0) -0.060	(0.4) -0.009	(4.5) 0.101	(0.7) -0.014	0.69	0.15	0.12	0.05
地域別・業態別 のダミーを含む	(7.8) -1.004	(0.9) 0.157	(1.2) -0.313	(2.3) 0.566	(0.7) -0.014	(1.4) 0.032	(2.5) 0.061	(0.8) 0.013	0.74	0.23	0.21	0.33

- (注) 1. 被説明変数は業務純益率。何れもパネルデータによる計測(2年間、平均値からの乖離を使用)。
2. その他都市は集中地区人口が40万人未満の都市、大都市はそれ以上の都市および大阪府・東京都を示す。
3. 人口は、平成2年国勢調査による。人口集中地区とは、人口密度が高い調査区(原則として人口密度が1km²当り4千人以上)が隣接し、それらの地域の人口が5千人以上を有している地区。
4. 平成2・3、4・5年度の利益率は、債券売買・償還損益等を控除後。
5. 地域別ダミーについては省略した。

(図表5) 利益率と規模の関係 (信用金庫)

(パラメータの推移、()内はt値)

本店所在地の「人口集中地区人口」による分類 ()内は金庫数	資 金 量 (対数変換後)				自 己 資 本 比 率				決 定 係 数			
	昭和 58・9年度	昭和 62・3年度	平成 2・3年度	平成 4・5年度	昭和 58・9年度	昭和 62・3年度	平成 2・3年度	平成 4・5年度	58・9 年度	62・3 年度	2・3 年度	4・5 年度
(252) そ の 他 都 市	(7.9) -1.011	(1.4) 0.438	(9.5) -1.032	(9.8) -1.404	(2.4) -0.031	(5.6) -0.167	(0.4) 0.008	(5.1) -0.085	0.35	0.31	0.16	0.30
地域別のダミー を含むベース	(6.0) -0.947	(1.0) 0.366	(1.6) -0.292	(4.9) -0.970	(1.6) -0.022	(5.1) -0.153	(0.7) 0.016	(4.4) -0.073	0.37	0.33	0.21	0.33
(98) 大 都 市	(8.2) -1.519	(1.0) -0.280	(2.6) 0.376	(6.3) -2.419	(1.8) -0.053	(3.6) -0.118	(1.6) 0.048	(2.8) -0.099	0.47	0.13	0.04	0.24
地域別のダミー を含むベース	(3.9) -1.024	(0.5) -0.158	(0.4) -0.109	(0.3) 0.104	(1.0) -0.030	(3.3) -0.109	(1.4) 0.042	(1.8) 0.057	0.49	0.17	0.07	0.54
(350) 信 用 金 庫 計	(11.4) -1.200	(0.2) -0.048	(7.0) -0.630	(11.2) -1.567	(2.0) -0.023	(7.8) -0.180	(0.9) 0.016	(5.5) -0.086	0.37	0.27	0.07	0.27
地域別のダミー を含むベース	(0.7) -0.126	(1.6) -0.462	(1.5) -0.333	(0.1) 0.023	(2.0) 0.026	(4.7) -0.112	(1.2) 0.022	(1.6) -0.024	0.45	0.33	0.18	0.41

- (注) 1. 説明変数は、資金量(対数変換後)・自己資本比率、被説明変数は業務純益率。
2. 何れもパネルデータによる計測(2年間、平均値からの乖離を使用)。
3. 人口は、平成2年国勢調査による。人口集中地区とは、人口密度が高い調査区(原則として人口密度が1km²当り4千人以上)が隣接しており、それらの地域の人口が5千人以上を有している地区。
4. その他都市は人口集中地区人口が40万人未満の都市、大都市はそれ以上の都市および大阪府・東京都を示す。
5. 平成2・3年度、4・5年度の利益率は、債券売買・償還損益等を控除後のベース。
6. 地域別ダミーの値等は省略した。

る。一方、自己資本比率についても近年は大都市圏でプラスであり、自己資本比率の収益に与える影響が大きくなってきているとも推察される。

以上の計測は、「地域性」による分類を前提に、利益率に対する規模拡大の影響といった観点から行ったものである。計測上、「地域性」をダミーで代表することの是非、および信金について地銀と同様な2分類に留まらずに細分化して計測すること等については、今後更に検討することが必要である。

(計測結果の解釈)

こうした結果をもとに考えてみよう。相対的に狭域の顧客を対象とする地域金融機関のうち、地銀および地銀2に関しては、同一の「地域性」を前提とすると、大都市圏を主体に緩やかではあるが資金量に関する規模の経済性（預貸金利鞘の縮小よりも経費率の低下の効果が大きい）が引き続き存在する。このことは、大都市圏では経済活動が多様で、特定の産業の影響が強くはなく、貸出先数も多いだけに、相対的に業容拡大を行い易いほか、現在も前述のような理由から業態間の「棲み分け」がある程度有効に作用している可能性を示唆している。

一方、相対的に狭域を対象とする金融機関、特にその他都市圏所在の信金の場合には、貸出先数の制約が大きいくらいに規模拡大が難しい反面、競争が緩やかで（独自の貸出金利水準の維持が可能）、収益確保はそれだけ容易であると推察される。このことは、全体として、当てはまりの改善余地が大きいことと関連して、利益率の決定要因として資金量規模や自己資本比率以外の、当該金融機関に「固有」の要因が強く作用している可能性を意味している。そして、ま

さにこの点に、各「地域性」の下に於ける各金融機関経営の独自性、就中営業体制、人材等の組み合わせによる経営効率向上の余地が存在すると考えられる。

勿論、こうした計測結果のみで上記の仮説全てを判断することは出来ない。また、同一の「地域性」に属するとは言え、個々の金融機関の経営方針や地盤等については、なおかなり多様であることも十分考慮する必要がある。本稿では、個々の金融機関の経営レベルにまで具体的に下りること無く、大まかな「地域性」に基づく限りの規模等に関する結論を出しており、地域金融機関の経営・機能面についての問題等は別途取り上げることが必要である。

(地域金融機関の課題)

現在、金融機関の経営問題が大きく取り沙汰されている。その大きな背景として、昭和60年代入り後のバブルの発生・平成2年以降のその崩壊といった過程で、都市部の金融機関を中心に不良債権が急増し、収益上の大きな圧迫要因となっていることが挙げられる。そして、こうした不良債権を処理するには相当の期間が必要となり、体力の不足している金融機関については存続自体が危ぶまれている。

しかし、問題はそれだけではない。前述の分析結果にも窺われるように、近年は経済構造の成熟化を背景に、国内の企業経営が大きな変革を余儀なくされ、それが地域経済の盛衰として表われ、こうした変化が金融機関の「地域性」に影響を及ぼしている。これに加えて、金利自由化に代表される近年の金融業に於ける自由化の進展が、金融機関相互間の競争を強め、経営に大きなインパクトをもたらしている。こうした要因は、相互に絡み合いつつ、資金吸収や運

用効率面を含めて、長い眼でみた場合の我が国の金融機関経営に対して、レントの解消をはじめ、新しい経済環境にふさわしい対応を迫っていくと考えられる。そして、金融機関経営を巡る諸問題への対処については、産業構造の変化や金融自由化の進展のなかで、各金融機関が如何に存続していくか、あるいはそのための条件は何かと言った点を中心に考えていくことが大きなポイントとなろう。

全国展開を行う都市銀行等とは異なり、地域金融機関の最大の課題は、比較的限られた地域に於ける金融の円滑化に資することである。そのため、融資先の業況に変化が生じても融資方針を簡単には見直せないケースも多いとみられ、また営業範囲が限定されているだけに、その地域内の経済変動や外的競争状態の変化の影響を直接蒙り易い。特に、計測結果にも窺われるように、特定業種ないしは単一企業のウエイトの大きい「企業城下町」に立地する場合には、そうした影響を強く受けて経営内容の悪化が避けられなくなるケースが出てくる可能性は否定出来ない。

もっとも、地方都市圏であっても人口の集中度合いが大きい地域では、多様な経済活動が存在し、そうした都市に立脚する金融機関は産業構造の変化への適応に関しては相対的に有利な面もあると考えられる。また、計測結果を基にする限り、利益率に関しては当該金融機関に特有の要因の影響が大きいことも考えられる。このことは、例えば人口集中度合いが緩やかな地方の小都市に所在する信用金庫のなかには、地元企業の基本的ニーズである「本業」に徹し(預貸率が高くない場合にも無理な証券売買等を回避)、利益率の高い先が多いことにも示される。その場合には、当該地域のシェアも相対的に高

くいわば独占的競争の状態にあり、かなりの程度上位業態との「棲み分け」が続かなかで預貸金利鞘を確保し得ていると推察される。

前述のように、地域金融市場では中央の市場と比べて情報の非対称性が大きく、それへの対処が重要である。従って、全国展開をする都銀等とは異なり、相対的に限られた地域を地盤とする地域金融機関は、今後とも地域密着のなかで有効な資金運用・調達機能を果たしていく余地は大きい。反面、そうしたなかで大都市圏の地銀・地銀2について、緩やかとはいえ都市化の経済を含めて規模の経済性が作用することは、そうした地域に於ける競争が強まっていく可能性を示唆している。こうした結果を基にみれば、今後の地域金融機関の経営に於いては、低成長経済に対応した経営体制の構築、即ち粗利鞘の確保と経費の効率的使用の徹底が一段と重要となると言えよう。

以上

【参 考 文 献】

- 粕谷宗久 (1986) 「Economies of Scope の理論と銀行業への適用」『金融研究』(日本銀行金融研究所) 第5巻 第3号
- 金本良嗣 (1989) 「都市問題：都市規模の経済学」伊藤元重・西村和雄編『応用ミクロ経済学』東京大学出版会
- 国友直人 (1994) 『現代統計学 下』日経文庫
- 黒田昌裕・金子隆 (1985) 「銀行業における規模の経済性と貸出供給行動」『金融研究』(日本銀行金融研究所) 第4巻第3号
- 杉村正裕 (1991) 『90年代の地域金融機関』日本経済新聞社
- 首藤 恵 (1987) 「銀行業の Scale and Scope Economies」『日本の証券業』第6章 東洋経済新報社
- 高橋豊治 (1988) 「日本の銀行における規模の経済性と範囲の経済性」『一橋論叢』第99巻第2号
- 筒井義郎 (1988) 『金融市場と銀行業』第6章 東洋経済新報社
- 筒井義郎 (1994) 「金融機関の規模の経済性」橋本俊昭編

- 『日本の金融：市場と組織』第7章 日本経済評論社
 中島隆信 (1989)「エコノミーズオブスコープの発生原因
 についての再検討」『三田商学研究』(慶応義塾大学)
 第32巻第3号
- 西川俊作 (1972)「銀行における規模の経済性」貝塚啓明
 編『リーディングス・日本経済論5 金融政策』日本
 経済新聞社
- 原 司郎 (1990)『地域金融と制度改革』東洋経済新報社
 広田真一・筒井義郎 (1992)「銀行業における範囲の経済
 性」堀内昭義・吉野直行編 『現代日本の金融分析』
 東京大学出版会
- 堀敬一・吉田あつし (1996)「日本の銀行業の費用効率
 性」『Japanese Journal of Financial Economics』
 Vol. 1 No. 2 December 1966 (The Nippon Financial
 Association)
- 堀江康熙・浪花貞夫 (1990)『日本の金融変動と金融政
 策』第13章 東洋経済新報社
- 宮越龍義 (1993)「信用金庫における範囲の経済性と規模
 の経済性」『経済研究』(一橋大学) Vol. 44, No. 3, Jul.
- 吉岡完治・中島隆信 (1987)「わが国銀行業における規模
 の経済性について」『金融研究』(日本銀行金融研究
 所) 第6巻第2号
- 蠟山昌一 (1983)『日本の金融システム』第8章 東洋経
 済新報社
- Baumol, W.J., J. CV. Panzar and R.D. Willig (1982),
 "Contestable Markets and the Theory of Industry
 Structure," Harcourt Brace Javanovich.
- Benston, G.J., G.A. Hanweck and D.B. Humphrey (1982),
 "Scale Economies in Banking," Journal of
 Money, Credit, and Banking, Vol. 14 No. 4
- Gilligan, T.W., M.L. Smirlock and W. Marshall (1984),
 "Scale and Scope Economies in The Multi -
 Product Banking Firm," Journal of Monetary
 Economics, Vol. 13
- Krugman, Paul (1991), "Increasing Returns and
 Economic Geography," Journal of Political
 Economy, Vol. 99, No. 3
- Murray, John D. and White, Robert W. (1983),
 "Economies of Scale and Economies of Scope in
 Multiproduct Financial Institutions: A Study of
 British Colombia Credit Unions," The Journal of
 Finance, June.

(本稿は、1995年の理論・計量経済学会での報告を加筆
 修正したものである。作成の過程で、大阪大学 筒井義
 郎氏、摂南大学 広田真一氏、神戸商科大学 川向肇
 氏、立命館大学 浪花貞夫氏、および日本銀行 上林敬
 宗氏より有益なコメントを戴いたことに感謝したい。)